

(19) ほ場排水改善促進対策緊急支援事業補助金	
【担当部署】 農林課農政係 【電話番号】 0167-44-2106	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 <ul style="list-style-type: none">・夏季から収穫期にかけて、高温多雨・湿害による農作物の被害が発生するほ場が多発していることから、農作物を安定的に生産・供給するために、農業生産基盤の整備に要する経費に対して補助し、高収益農業の実現と農業経営の安定と向上を図る	
【補助対象者】 <ul style="list-style-type: none">・ほ場を整備する町内に在住する農業者、農地所有適格法人並びに町長が特に認めた農業者	
【補助金額】 <ul style="list-style-type: none">・補助対象工事は、心土破砕、排水工事、客土工事、土砂流出入に係る復旧工事、整地・均平工事とする。ただし、町長が特に必要と認めた工事は対象とする・補助対象ほ場は、国・道補助事業に該当しない町内のほ場とする。ただし、レーザーレベラーについては国・道補助事業に該当する町内ほ場は対象とする。また、事業が後年度となり、つなぎで施工する場合は対象とする・1年間に同一ほ場で同一工事を行う場合は、1回限りの補助対象とする・補助率は、対象事業費の25%とし、その他同様の補助金がある場合は、補助金額からその補助金を除いたものとする・補助金額は、1農業者等100万円以内（単年度）を限度とし、円未満を切り捨てとする	
【実施期間】 平成22度～令和4年度	
【申請に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none">・補助金交付申請書（別記第1号様式）・実績報告書（別記第2号様式）・必要と認める書類	
【交付までの流れ】 ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤補助金交付	
【備考】	